

貿易管理をめぐる最近の動向と課題

2020年5月 貿易管理部

1. 貿易管理政策上の3つの課題

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う安全保障環境・通商情勢の変化

経済安全保障

不公正貿易の是正

貿易の円滑化 (サプライチェーン強靱性)

2. 安全保障環境の変化に伴う経済安全保障の強化

産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会中間報告書の概要(昨年10/8公表)

統合的アプローチ	「知る」	・グローバルサプライチェーンにおける重要技術・企業の把握 ・政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用
	「守る」	【政府の措置】 ・対内直接投資管理制度の見直し ・輸出管理制度の見直し ・機微技術管理の視点からの外国人の受入れ審査の実施 ・研究開発における区分に応じた技術管理 ・機微技術情報の非公開化(論文や学会、特許出願等の在り方) ・政府資金による研究成果の取扱い(ライセンシングポリシー、受託者における輸出管理に関する法令遵守の徹底) ・営業秘密管理のエンフォースメント強化 ・産業保全(後掲) 【大学・企業等の自主的取り組みが求められるもの】 ・適切な輸出管理体制の構築 ・研究開発等に携わる者の状況(他国企業と比較した相対的報酬レベル、退職時期等)を考慮した給与・報酬体系の見直し、機微技術の開発情報への適切なアクセス制限等
	「育てる」	・機微技術分野のR&D推進 ・国際共同研究開発の推進(産業保全(含セキュリティ・クリアランス)、機微技術情報の非公開化)

(1) 外為法改正(対内直接投資管理の見直し)

対内直接投資残高を35兆円に倍増との政府目標達成のため、経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、欧米での対内直接投資管理強化の流れを受け、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応という、メリハリのある対内直接投資制度を実現するため、外為法を改正(昨年11月22日成立。今年5月8日施行。)。

問題のない投資の一層の促進

1. 事前届出免除制度の導入

- ●対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象
- ●国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化(政令・告示)
- ●事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の株式取得の閾値引下げ
 - (現行10%→1%:会社法上の株主総会における議題提案権の基準)
- 経営への影響力行使につながる行為の追加(例:役員への就任や重要事業の譲渡)

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

- (2) 外為法対内直接投資(医薬品・医療機器に関連する業種に関する追加的対応)
 - 現行外為法の医薬品・医療機器に関連する業種の取り扱いは、生物学的製剤製造業(ワクチン等)のみが指定業種(事前届出対象)となっており、治療薬や人工呼吸器は指定対象外。
 - 今般の新型コロナウィルス感染症の蔓延を踏まえれば、国民の人命・健康に関わる重要な医療産業の国内基盤を維持することが不可欠。このため、医薬品・医療機器の一部について、その国内基盤が維持されなければ国の安全等が損なわれるおそれが大きいことから、外為法の指定業種に追加される予定。(財務省及び事業所管省庁の共同告示による追加改正)

【医薬品関連】

感染症の蔓延は、公衆の安全(人命・健康) の保護に支障を来すのみならず、国の安全を 損なうおそれが大きいことから、感染症の予 防・治療に必要な医薬品製造基盤を維持する ため、感染症に対する医薬品に係る製造業 (医薬品中間物を含む)について、コア業種と して指定。

(例:感染症の治療薬・ワクチン、それらの原料等)

【医療機器関連】

薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)において、高度な製造・品質管理等が求められる「高度管理医療機器」については、<u>感染症の蔓</u>延時等の緊急時において代替生産が直ちには困難。このため、国の安全を確保する観点から製造基盤を維持するため、高度管理医療機器に係る製造業(付属品・部分品を含む)について、コア業種として指定。

高度管理医療機器

・薬機法における定義:医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において 人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから その適切な管理が必要 なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。

(例:人工心肺、人工呼吸器、ペースメーカ、人工血管、人工透析器、輸液ポンプ等)

【日程イメージ】

5月 1日 医薬品・医療機器追加に係る告示のパブコメ開始(~5月30日)

6月中旬 公布·施行(P)

7月中旬 規定の適用開始(施行から30日後)

(参考) 各国における投資スクリーニングを巡る動向

- 2020年3月25日、欧州委員会は加盟国に対し、健康の確保を含む安全保障、公の秩序のリスクにつながる事業主体、インフラ、技術が獲得されること、支配下に置かれることに対して、投資スクリーニングの最大限の活用や、投資スクリーニングがないもしくはこれらの取引を対象としていない場合のあらゆる手段(黄金株を含む。)の動員を要請。
- 2020年3月29日、豪州では、コロナウィルスによる経済低迷による豪州資産を防衛するため、時限的に、投資スクリーニングの対象を拡大することを発表。

投資スクリーニング強化に向けた対外経済法施行令改正案(5/20 ドイツ連邦政府閣議決定)

●審査対象とする業種について、通信インフラ運営関係、医療用防護服関係、医薬品関係、医療機器関係の業種を 追加。

投資スクリーニングの強化(4/29 フランス経済財政省発表)

- ●ワクチン開発に関係する「バイオテクノロジー」を恒久的に審査対象に追加(4/27発効)
- ●本年末までの時限措置として、審査対象の取得議決権の閾値を25%から10%に引下げ(本年後半発効予定)

ゴールデン・パワー法に基づく投資スクリーニングを強化する緊急政令(4/6 イタリア政府閣議決定)

●国防、運輸、通信、エネルギーとされる対内投資の審査対象に、食品、金融、保険、保険医療の追加

外国取得及び買収に関する法律に基づく投資スクリーニングの一時強化(3/29 豪財務省発表)

- ●投資スクリーニングの対象となる2つの閾値(株式等取得率、企業等の資産価値)のうち、資産価値の閾値を2億7,500万豪ドルから0豪ドルに引下げ(対象業種は絞っていない)
- ●外国投資審査委員会(FIRB)による審査期間を通常の30日から最大6か月まで延長。

(3)米国における中国軍民融合を背景とした対中輸出管理強化策の概要1

● 米国は、新興技術(エマージング技術)等に関し、独自に又は国際輸出管理レジームを通じた リスト規制の強化を進める一方、中国等における軍民融合の進展を背景にエンドユーザー等に 着目した規制の強化に着手。 ⇒ 輸出管理規則の見直し発表(4/28)

主な対中貿易管理強化策

①許可例外CIV(Civil end-user)の廃止

許可例外CIVとは・・・

安全保障理由での規制品目のうち、特に機微度の低い品目について、安全保障上の懸念国への輸出であっても、エンドユーザーが民間であり、民生用途で輸出等する場合は、米政府の許可取得を不要とできる制度。中国を含む旧共産圏の国等が対象。



廃止

(理由)軍民融合により、最終需要者(民間か否か)・最 終用途(民生用か否か)に係る判断が困難

②許可例外APR (Additional Permissive Re-export)の除外

許可例外APRとは・・・

安全保障理由での規制品目のうち、機微度の低い品目について、<u>日本を含むパートナー国からほぼ全ての国(懸念国を除く)への再輸出</u>について、<u>米</u>政府による許可の取得を不要とできる制度



中国含む旧共産圏の国等を適用対象から除外

(理由)パートナー国でも、米国国家安全保障・外交政 策上の関心事と輸出政策が一致しない可能性

③通常兵器キャッチオールの強化

通常兵器キャッチオールとは・・・

- 1. 指定32品目について、中国向けの場合、「軍事用途」に用いられると輸出者が知っているか、又は政府が許可の取得を求めた場合 等
- 2. あらゆる品目について、中国向けの場合、「軍事用途」に用いられると 政府が判断し許可の取得を求めた場合等



強化

- 中国の「軍関連の最終需要者」向け輸出を追加
- 指定品目追加(半導体製造機器等)
- -「軍事用途」定義拡大(軍関係者への「支援」「貢献」)
- -審査方針強化(原則不許可への変更)

(理由)対象国への輸出等の可視性・阻止能力拡充

(3)米国における中国軍民融合を背景とした対中輸出管理強化策の概要2

● 米国は、5月15日、ファーウェイ及び世界の関連114法人が、米国の技術やソフトウェアを用いた半導体製品等を第三国経由で獲得することを防ぐため、直接製品規則を変更。即日施行。

4 直接製品規則 (Direct Product Rule) の対象拡大

直接製品規則DPRとは・・・

安全保障理由での規制品目のうち、米国由来の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された直接製品(プロセス及び役務を含む。第一次製品)について、輸出許可や許可例外無しに、旧共産圏国(中国やロシア等)やテロ支援国(イラン、北朝鮮等)等への再輸出を禁止する制度



〇ファーウェイ及び関連114法人(「ファーウェイ等」)向け の再輸出を直接製品規則の対象に追加

(理由)2019年5月、商務省がファーウェイ等をエンティ ティリストに追加するも、第三国経由の規制逃れが横行。

直接製品規則(Direct Product Rule)の改正ポイント

(1)再輸出許可対象の拡大:

- ① ファーウェイ等が製造・開発し、かつ、エレクトロニクス・コンピュータ・通信システム分野の特定の規制品目分類番号に該当する技術・ ソフトウェア(以下、「特定規制品目技術・ソフトウェア」という。)であり米国の輸出規制の対象となるもの(米国原産に加えて、米国原 産品の組み込み比率25%超等の外国製品を含む)を用いて製造された外国製品、又は
- ② 米国外に所在する、米国原産の特定規制品目技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント等により製造され、かつ、ファーウェイ等により開発・製造された技術・ソフトウェアの直接製品である外国製品

をファーウェイ等向けと知りながら再輸出等する場合には許可対象となる。

(2)許可例外の適用:

- ○<u>既契約(2019年5月以前)</u>に基づくネットワーク維持等に関わるファーウェイ等向けの米国製品の輸出は、<u>2020年8月13日まで暫定包括</u> 許可(TGL)を延長(5回目)。本年8月以降は縮減される予定であることを米商務省は公表。
- (3)本規則変更の適用日等:
- ○即日(5月15日)施行(ただし、5月15日より前に製造を開始し、9月14日以前に再輸出等が行われる場合は規制の対象外)
- 〇本措置に係る影響について、7月14日までパブコメを実施

(参考) 直接製品規則の対象拡大概要

第三国からのファーウェイ等向け輸出管理強化

特定規制品目技術・ソフトウェア

(米国原産及び外国原産であってデミニマス※1 又は直接製品に該当しEAR※2規制下にあるもの)

「直接製品」

例:半導体設計自動化支援ソフトウェア

特定規制品目技術・ソフトウェア(米国原産)



「直接製品」

米国外にあるプラ ント等

例:米国外の試験装置



外国製品 (ファーウェイ等が製造・開 発したものである場合) 外国製品(ファーウェイ等が製造・開発した技術・ソフトウェアの**「直接製品」**である場合)

例:ファーウェイ等 が開発した半導体設 計に基づく半導体 ファーウェイ等向けと知っている場合は、第三国からの輸出、第三 国での国内移転、再輸出を規制対象とし、原則不許可の方針。



例:ファーウェイ等 が開発した半導体設 計に基づく半導体

ファーウェイ等 (ファーウェイ及びその関連非米国法人114社)

(出典)米国商務省公表資料等参照

- ※1:米国原産品の組み込み比率25%超等の外国製品
- ※ 2:輸出管理改革法(ECRA)の下部規則である、輸出管理規則(Export Administration Regulations)

(3)米国における中国軍民融合を背景とした対中輸出管理強化策の概要3

● 米国は、5月22日、1)米国の物品及び技術を中国において軍事転用する支援を行うリスクを理由に、ハルビン工業大学含む中国・香港・ケイマン諸島に拠点を置く24の政府機関・民間企業を、2)新疆ウイグル自治区において、中国政府が主導するムスリム少数民族に対する人権抑圧への加担を理由に、中国公安部・法医学研究所及び中国企業8社を、エンティティリストに追加。

⑤エンティティリストの対象拡大

エンティティリストとは・・・

米国制裁違反の活動や<u>国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動に従事した団体を掲載</u>し、同リストに掲載された者への再輸出等を規制。米国産付加価値を一定程度(中国の場合

原則25%) 含んだ製品を<u>第三国から当該国へ輸出する場合(再</u>輸出)にも適用。



〇中国・香港・ケイマン諸島に拠点を置く24の政府機 関・民間企業をエンティティリストに追加。

(理由)米国の物品及び技術を中国において軍事転用する支援。 〇中国公安部・法医学研究所及び中国企業8社をエン

ティティリストに追加 (理由)新疆ウイグル自治区において、中国政府が主導するムスリム少数民族に対する人権抑圧に加担。

エンティティリストの対象拡大のポイント

(1)中国の軍事品調達への支援

対象:ハルビン工業大学含む中国・香港・ケイマン諸島に拠点を置く24の政府機関・民間企業の追加

理由:米国の物品及び技術を中国において軍事転用する支援。

(※)ハルビン工業大学は経済産業省の外国ユーザーリスト^(注)にも掲載

(注)外国ユーザーリスト:キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を参照用として提供するものです(<u>禁輸リストではない</u>)。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となる。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より公表しています。

(2)新疆ウイグル自治区における人権抑圧への加担

対象:中国公安部・法医学研究所及び中国企業8社(Aksu Huafu Textiles Co. 他)

理由:公安部・法医学研究所とAksu Huafu Textiles Co. は、新疆ウイグル自治区での人権侵害行為に実際に従事。その他の7社は、中国政府が同地区で運用する高度監視技術を提供。

(※)2019年10月、同地区での人権抑圧を理由にハイクビジョン、新彊警察学院等中国の28の企業・政府系組織を追加

9

(4) EUにおける輸出管理強化の動き(人権抑圧を理由とした輸出管理)

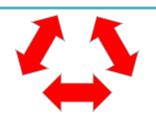
- 伊企業によるシリア・アサド政権への監視システム納入(2011年)等を契機に、2016年9月、欧州委員会は、人権の保護等に関して輸出管理を強化するとともに、輸出規制運用の域内協調のため、 「EU輸出規則改正案(2016/0295(COD))」を公表。
- その後、欧州議会の修正案(2018年1月)・欧州理事会の修正案(2019年6月)が公表。
- 主に、<u>人権の保護事由の輸出管理について、企業負担やレベルプレイングフィールド確保の観点から、立場が分かれている。2020年前半に結論を出すことを目指し、調整が進められている。</u>

前提:EU輸出規則は、公共の安全や人権の観点から加盟国の独自規制を認めている。

【欧州委員会の改正案のポイント】

人権保護等の観点で輸出管理を強化すべき

- 重大な人権侵害等をもたらすサイバー監視技術の独自規制リストを導入
- キャッチオール規制の根拠に、国民を抑圧する国との取引等を追加



【欧州議会の主要修正ポイント】

人権保護理由の輸出管理強化に賛成

- 人権侵害関連のサイバー監視技術等の独自リスト規制 は支持
- 人権保護理由のCA規制は支持

【欧州理事会の主要修正ポイント】

人権侵害への対応は必要。独自規制の導入には反対。

- 規則の趣旨にて人権侵害等リスクに対応すべき旨は明記。 一方、独自規制リスト・新たなCA規制対象への追加は反対
- 暗号等に係るEU包括許可の基準に、サイバーセキュリティ関連の基準を追加。許可対象国も限定。

(5) 研究開発領域における米国における対中警戒感の高まり

千人計画(Thousand Talents Plan)の取締り

米国は、海外企業・大学の研究者、技術者、知財・技術保護担当幹部をリクルートする、中国政府の技術窃取プログラムと評価。

主な起訴事案

2019年4月22日 (産業スパイ&中国政府からの資金提供)

米司法省は、GEの元エンジニアでXiaoqing Zheng及び事業家のZhaoxi ZhanをGEのタービン設計技術の窃盗容疑及び産業スパイ容疑で起訴。Xiaoqing Zhengは千人計画に選定され、中国政府からの資金提供支援も受領。

2019年11月21日 (産業スパイ)

米大陪審は、米農業大手モンサント(現バイエル)及び子会社クライメート社の中国人元社員であるHaitao Xiangをモンサント社の 技術機密の窃取容疑等で起訴。同氏は、モンサント勤務中の2017年に千人計画の一人に選ばれた高度な技術を持つ研究者。 デジタル農業、土壌肥料や養分管理研究を担当し、3件の米国特許も取得。

2020年1月28日 (中国政府からの資金提供)

米司法省は、ハーバード大学科学・化学生物学科の学科長Charles Lieber(DOD、NIHの研究員も兼任)及び中国国籍研究者2名を、中国千人計画への関与について虚偽申告を行っていた容疑で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢工科大や中国政府から月給5万ドル、生活費15万ドル/年、武漢での研究室設立費用として150万ドル以上を受領した疑い。

(情報ソース) 米司法省HP NEWS https://www.justice.gov/

研究開発における外国の影響懸念に対する研究コミュニティの対策

● 研究者グループJASONは、米国国立科学財団(NSF)の調査依頼に対し、レポート"Fundamental Research Security"において、中国の行為が米国学術界における外国の影響についての懸念を生じさせているとして、利益相反の完全な開示やNSF(資金提供側)と大学等(資金提供を受ける側)の責任、等について提言。

【提言の概要】(一部抜粋)

- ①研究公正(Research Integrity)の範囲を拡張し、実体又は潜在的な利益相反の完全な開示を求めるべきである。
- ②利益相反等の開示の失敗は、研究公正(Research Integrity)が侵害されたとみなし、「研究不正」と同様に、NSF及び大学によって調査及び裁定されるべきである。
- ③NSFは、研究公正(Research Integrity)を確保するため、大学等全ての関係者との協力を主導し、資金配分機関との連携を図るべきである。
- ④NSFは、研究公正に対するリスク評価を促進するプロジェクト評価ツールを採用し、公表する必要がある。
- ⑤基礎研究を行う大学やその他の機関での科学倫理教育・訓練は、従来の研究公正(Research Integrity)を超え、利益相反等の情報や事例を含めるべきである。

(6)機微技術管理を巡る今後の論点

- 国際輸出管理レジーム合意による「リスト」規制、個別取引毎の「軍事転用可能性」判断を原則とする輸出管理の枠組みに見直しの必要性はないか
 - ▶ 国際輸出管理レジームのコンセンサスベースのリスト規制は有効か(特に、現在及び将来の防衛産業・技術基盤を支える個別品目・技術が十分にカバーされているか)
 - ▶ 軍民融合が急速に進展する中で、現行の誓約書に基づく事前相談や事後報告以外に、輸出先企業等により輸出許可時には認めていない目的への転用リスクに対処する方策はあるか
 - ➤ EU等で検討されている人権抑圧を理由とした輸出管理についてどう考えるか
- 量子、バイオ等新興技術研究開発における<u>イノベーションと機微技術管理のバランスを</u> <u>どう考えるか</u>
 - ▶ 外国人研究者等との共同研究等を通じた機微技術の流出、特に国内での無形技術移転に 関し、輸出管理、入国管理、大学等の内部管理など、現行制度は十分に対応できているか
 - ▶ 研究成果の公開・非公開や、国費を投入する研究開発の利益相反防止等について、機微技術管理の観点から十分な対応が確保されているか

3. 不公正貿易への対応

経済急減速

実需とのバランスを欠いた 投資偏重型の経済政策?

市場歪曲的な 輸出補助金等?

保護主義の拡大?







ダンピング品など市場歪曲的な安値輸入の拡大?

新型コロナウイルスにより体力が弱っている企業への直撃 ⇒ひいては川下産業にも影響



保護主義抑止に向けた マルチフォーラム等での協力 機動的な貿易救済措置 (特にアンチダンピング措置)

WTO紛争処理手続の活用

アンチダンピング措置の機動的発動に向けた取組

- 我が国のAD措置発動件数は僅少。主たる原因は、①制度に対する理解度不足、②申請~調査のコストに対する懸念、③関係者との利害対立に対する懸念。
- 企業や業界団体に対して貿易救済措置の活用をよりいっそう積極的に呼びかけ、ダンピング輸出を大きく押さえ込むAD措置の活用を事業者の中長期戦略の中に位置付け、事業再構築等を実施するにあたっての一つのツールとして認識してもらう。

AD措置が使われない理由

対応方針

① 認知度 理解度 不足

- そもそもAD措置・AD制度を知らない
- 制度に対する誤った理解(「申請要件を満たしていない」との思い込み等)
- 保護主義を連想するネガティブなイメージ
- ✓セミナーの開催やAD申請のポイントを紹介した ニュースレターによる企業や業界団体の認知・理 解促進。

② コスト 懸念

- 弁護士費用に対する懸念
- 適切な人材が社内にいない
- AD課税の実質的効果に対する懸念(迂回行 為による課税逃れ等))
- 請コストの低減。 ✓ 迂回防止措置に係る規定の国内制度への追加についての検討。

✓モデル申請書や申請の手引きなどのAD申請に向け

たツールの普及や個別相談への対応を通じたAD申

③ リスク 懸念

- 業界内調整の難しさ(同業他社と販売価格や 営業利益について意見交換することは独禁法に 抵触するおそれ))
- ユーザー企業との関係についての懸念

- 「輸入動向や主要国のAD発動状況等をまとめた分析レポートを作成し、業界全体でAD措置の必要性を検討する雰囲気を醸成。
- ✓独禁法上の取扱いや留意点の明確化の検討。

(参考) 世界の貿易の動向と貿易救済措置 (アンチダンピング) の関係

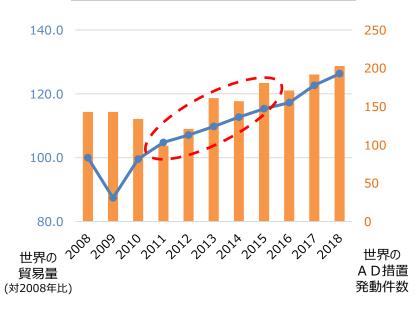
【世界的な動向】

- 過去10年間の世界の貿易の動向と貿易救済措置 (AD措置)の関係を見ると、世界の貿易量は2008 年~2009年の世界金融危機で12%縮小し、その後 徐々に回復した。
- この間、各国は輸入品と競合する国内産業への補助や、 輸出産業に対する支援を拡大した一方で、特に貿易の 回復局面において、各国のAD措置件数は増加。
- 世界的な貿易減少から回復に至る局面において、各国の貿易歪曲的措置に対抗し、AD措置が増加するものと考えられる。

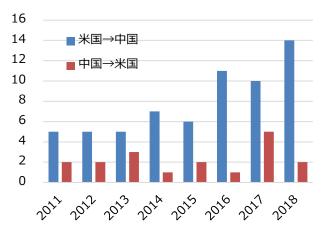
【最近の米中の動向】

- ◆ 特に近年は、中国の過剰生産に伴う部素材などに対するAD措置の発動が急増。
- さらに米国においては、232条や301条といった措置に加え、A D措置に対する産業界からのニーズ及び実際の発動件数が着実に増加。直近では、中国からのA D措置も増加。

世界の貿易量とA D措置発動の推移



米中のAD調査開始件数の推移



4. 貿易管理・特定原産地手続等の機能維持とサプライチェーン強靱性

ステップ(1)

円滑な輸出入のための貿易管理機能の維持

ステップ② **今後の更なる電子化・効率化への展開**

税関当局とも連携し、輸出入のボトルネックとならないよう、貿易管理機能を維持する

コロナ対策を更なる電子化・効率化に活かす

(これまで生じた問題と対応策)

- ○物流の大幅な遅延
 - ⇒輸出入許可・承認証等の延長手続柔軟化
- ○人の移動の制限
 - ⇒据付報告等の履行期限延長
- ○申請者側のテレワーク対応
 - ⇒押印省略(省令改正)、郵送手続の導入
- ○輸出相手国への送達遅延
 - ⇒特定原産地証明書の写しでの通関(輸出先国)
- ○申請者・審査官の感染防止
 - ⇒電子・郵送申請の慫慂(対面申請の停止)

(今後の方針と課題)

- ●電子署名の活用等による押印・対面申請の削減
- ⇔ペーパーカンパニーによる不正申請防止(割当)
- ⇔社内輸出管理体制の確保
 - ※現在は押印により社内プロセスを経たことを確認
- ⇔申請者側のコスト/電子化への躊躇(中小・個人)
- ●水産物IQ/IL同時交付に伴う輸入承認証の 有効期限見直し
- 特定原産地証明書等の電子発給に向けた交渉